

## ご旅行条件書<海外手配旅行>

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

### 1. 手配旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社パラダイスインターナショナル(東京都港区虎ノ門 1-1-23,観光庁長官登録旅行業第1873号)以下「当社」といいます。が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。))を締結することになります。
- (2)当社はお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3)当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。))のほか、所定の取扱料金を申し受けます。
- (4)旅行契約の条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。))によります。

### 2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、当社所定の申込金を添えてお申し込みください。お申込金は旅行代金または取消料、違約料の一部として取扱います。残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当る日までに当社が確認できるようにお支払ください。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当る日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払ください。

- (2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立します。
- (3)上記(2)にかかわらず、次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。

- 【1】お申込金の支払を受けることなく、旅行契約締結の旨の書面を交付した時(書面をお渡した時点、郵送の場合は発信した時点、FAXおよびEメールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります。)

- 【2】旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合(当社が契約の締結を承諾した時点で契約成立となります。)

- (4)通信契約を希望される場合、当社提携のクレジットカード会社のカード会員で、電話、FAX、その他の通信手段により申込みを受け、「会員の署名なくして旅行代金や取消手数料等の支払を受ける(以下、通信契約)」場合は次によります。

- 【1】通信契約において、当社がお申込みの受諾を電話で通知する場合は、その通知を受けた時、また、当社がお申込みの受諾をFAXおよびEメールで通知する場合は、その通知がお客様に到着した時に契約成立します。

- 【2】通信契約においては、申込み時に「会員番号、カードの有効期限」等を知りていただきます。

- 【3】カード利用日は、契約成立の日となります。なお、残額、または追加料金がある場合は、別途案内した日となります。

### (5)取消待ちの手配

- 【1】当社はお客様のご要望により取消待ちの航空券の手配を承ります。この場合でもお申込金(お一人様30,000円以上全額まで、ただし航空券代金が30,000円未満の場合は全額)を申し受け、当社と手配旅行契約は成立いたします。但し、取消待ち状態における手配旅行契約は、手配の完了を保証するものではありません。

- 【2】お客様に手配完了の連絡をさせていただく前でも、お客様より取消・変更のお申し出を頂いた場合は、旅行契約の解除とみなし、所定の取消手数料、変更手数料を申し受けます。但し、上記の場合であっても、当社は取消・変更のお申し出を受けた時点で手配が完了していない場合は、取消手数料、変更手数料は取戻しません。また、あらかじめお客様との間で定めた期限までに予約ができなかった場合はお申込金を払戻します。

※オンライン予約のお客様は上記対象外です。予約時に旅行代金全額をお支払いいただきます。

### 3. お申し込み条件

- (1)申込時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要となります。
- (2)旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発空港までの付添い到着空港への出迎えなどが必要な場合もあります。
- (3)高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲で応じますが、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担となります。また医師の健康診断書を提出していただく場合や、運送・宿泊機関の判断によりお申込みをお断りさせていただく場合もあります。
- (4)その他当社の業務上の都合によりお申込みをお断りする場合があります。

### 4. 契約書面のお渡し

当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は、本旅行条件書、ご旅行お引受書、ご日程表、ご旅行代金見積書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

### 5. 旅行代金のお支払いと額の変更

- (1)旅行代金(旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます。))は契約書面に記載した日までにお支払いください。
- (2)当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (3)当社は、実際に要した旅行代金と取受した旅行代金が一致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。
- (4)当社は、お客様が通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合、お客様が承諾があるときは、提携会社のカードによりお客様の署名なくして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含む)や取消料、違約料、追加申請費用などをお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

### 6. 航空券代金(運賃、料金)

- (1)予約時の運賃(運賃本体・付加運賃)、料金が適用となります。但し、航空会社の運賃(本体・付加運賃)、料金、IATA通貨換算率(国際航空運送協会が設定する通貨換算用の換算率)の変更及び天災など当社の管理し得ない事由で変更が生じた場合には、お申込み以降であっても代金が変わられる場合があります。
- (2)航空券代金とは運賃本体(平日/週末運賃、日本国内・海外アドオン運賃、途中降機運賃、マイルアップ加算額等の合算額)、付加運賃(燃油サーチャージ等)と料金(航空保険特別料金、空港諸料(空港施設使用料、旅行税等)の金額と共に運賃本体とは別途にご案内いたします。
- (3)航空会社未定の場合、航空会社確定後航空保険特別料金、及び空港諸税及びその他航空会社の課す付加運賃・料金等をご案内します。

### 7. 航空会社の課す付加運賃(燃油サーチャージ等)・料金、および空港諸税等

- (1)日本円換算額は予約時点で確定させていただきます。それ以降の為替変動による追加請求・返金はいたしません。但し、予約後に新設・金額に変更があった場合は、追加請求、または返金いたします。(2)航空会社の課す付加運賃・料金、および空港諸税等は利用する航空券の適用運賃種別(大人、または子供料金等)に応じて請求します。
- (3)航空会社未定の場合は、航空会社確定後航空会社が課す付加運賃・料金、および空港諸税等を請求します。
- (4)為替レートは予約日の航空会社適用のレートによります。適用はその週の水曜日から翌日曜日までとなります。なお、即時ご案内できない場合には計算が終了次第ご案内いたします。但し、ご旅行日程が変更になる場合は、変更時の為替レートで再度ご案内します。なお、為替変動により例外的に上記以外の日の為替レートを適用する場合があります。

### 8. 渡航手続

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

ただし、当社は、渡航手続代行契約により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

### 9. 旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

- 【1】変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料(すでに航空券を発売している場合の払戻手数料を含みます。)
- 【2】当社所定の変更手数料金。

### 10. 旅行契約の解除

- (1)お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。
- 【1】お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用(すでに航空券を発売している場合の払戻手数料を含みます。)
- 【2】当社所定の取消手数料金
- 【3】当社が得るはずであった取扱料金を

- (2)当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻します。
- (3)お客様が第5項に規定する期日まで旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときはお客様に次の料金を支払いただきます。

- 【1】お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用。
- 【2】当社所定の取消手数料金。
- 【3】当社が得るはずであった取扱料金を。

### 11. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」といいます。))がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

- (1)当社は、お客様が定めた代表者(以下「契約責任者」といいます。))が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2)当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
- (3)契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。
- (4)契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- (5)当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。
- (6)旅行の運営はお客様ご自身で行っていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたい場合は、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

### 12. 当社の責任

- (1)当社の責任の範囲は、第1項(2)に記載した手配行為に限定されます。
- (2)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下手配代行者といいます。))の故意又は過失により、お客様に損害を与えた時は、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し損害発生の日から起算して2年以内に当社に対してお申し出があった場合に限り、賠償いたします。
- (3)手荷物について生じた本項(2)の損害につきましては、本項(2)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額その他あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

### 13. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

### 14. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。

### 15. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>でもご確認ください。

### 16. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の発生、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

### 17. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、【1】当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内【2】旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い【3】アンケートのお願い【4】特典サービスの提供【5】統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (2)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡便化、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきます。なお、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、株式会社パラダイスインターナショナルのホームページをご参照ください。

当社は、旅行先でのお客様の買い物の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子の方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

### 18. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による高物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、これらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様の責任をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物の際には、お客様の便宜で購入していただきます。当社は、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしません。免税戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行っていただきます。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございまして、ご購入には充分ご注意ください。
- (3)当社にはいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(株)パラダイスインターナショナル(2011.4)